

これが片寄りがちなときにおいては、その辺についても法上の保障は得られぬということになりますので、任命の場合と同様、第十條に、国会で両院の承認を経てと、いうような文句を入れる。或いは九條三号の「委員会により、」を削る。こういつたように罷免の場合もほうがいいのではないかと考えられますが、その点についてどういう御意見でしようか。

○政府委員(萬津正巳君) 御尤もな御質問と拜聴するのでございますが、この御指摘の第九條第三号の特に後段について、「職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行為があると認められたとき。」というこの「委員会により。」という認定が、その恣意に任される場合もあり得ようじやないか。そういう場合も顧慮して、罷免の場合も両議院の同意を得ることにしてはどうかといふお話なのでございますが、この第九條第三号の委員会の認定につきましては、更にあとの條項を御覽下さいますと、第十二條の第三項におきまして、委員会は、第九條第三号の規定による認定をするには、特に本人を除く全員の一一致がなければならぬということを法律上の要件といたしておりますが、これは委員会としては公正な判断をするということにななり本人は除きますけれども、それ以外の者の全員の一一致があるということでも、全員の一一致であればよろしかろうというようなことで、一方に身分の保障を置くと同時に、この認定には極めて慎重な会議の議決方法を作つて保

るわけでござります。併せて後題に
するし、なお罷免の場合に両議院の同
意を得ると、いうことも考えられないこ
とではございませんけれども、これは
今申上げましたような、慎重な手続を
経てやることでありますれば、あえて
そこまで行かなくても、普通の他の法
律の規定と同様に、この点は両議院の
同意を経るということを、この規定上
必要としなかつたわけでござります。
勿論この罷免がありますと、後に委員
を補欠しなければなりませんので、そ
の際は勿論両議院の同意を経て任命す
るということになることは言うまでも
ないところでござります。

は、特に非常勤とするという言葉を使つておるが通常でありますとの、それからこの委員長、委員の給與でござりまするが、これはこの附則にありますように、特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正いたしまして、この電波監理委員会の委員等と同格の給與が受けられることになつております。それでこの委員については常勤と考えておられます。勿論特別職でござります。

「旧工事」から第五條第二項の規定により施行者が定められるものを除いてあるが、これは当然第五條第一項をも含まれるべきものと解釈されますので、これが法的措置については、できるだけ早い機会に政府として善処されんことを要望いたしまして、本案に賛成いたします。

○政府委員(首藤新八君) 只今山川委員から御指摘なされました第十一條の「第五條第二項」の上に第一項を入れるということをございます。全くこれは政府の大きなミスであります。誠に申訳ないと存じておるのであります。御趣意によりまして、近い機会にこれを修正いたしたいと存じますると共に、それまでにはこの運用上におきまして、この欠陥のために被害のないような措置を十二分に講じて行くつもりをしておるのであります。なお又幸いにして実際問題といったとして、この一項に該当いたしますのは、主として國の直営工事が多いのであります。その他には余り大した影響はないと思いまするが、いずれにいたしましても、運用上におきまして、この一項を入れられると同様の措置を講ずることにいたしかつて存じますので、何とぞよう御了承下された上、このまま一応御決定願いたいと存じます。

○委員長(深川榮左衛門君) はかに御発言はございませんか。……ほかに御意見もないようですが、どちらかといふと存じますので、何とぞよう御論議は終局したものと認めて御異存ございませんか。

○委員長(深川榮左衛門君) 御異議しと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

一部を改正する法律案を採決いたしました。特別歎害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御拳手を願います。

この租鉱区の開発、租鉱権の設定といふものは、主として残炭その他を合理的に、残りを少なからしめる意味において開発せしむると、こういう趣旨からきておるのであります。が、勢い残炭を掘るにつきまして、まあそう申しては失礼であります。が、租鉱権の存続期間も五ヶ年という短期間でありますし、まあ残つたもの掘るといふので無責任な掘りかたをする者もありはしないか、それからなお租鉱権者となるようなかたには、とかく資力の薄いかたへも多いように観察するので、かたへいたしまして、若し租鉱権者の作業によりまして鉱害が発生いたしました場合に、租鉱権者だけの責任にいたして置きますると、被害者が非常に不安に思う。鉱害賠償が請求できぬ場合も起り得るのではないか、これでは被害者にとつて甚だお氣の毒からもいたしまして、租鉱権者と鉱業権者と連帶して責任を負うようにしたらよかろうと、こういうことにいたしましたわけであります。

償の目的すらも達せられないことがあるから、社会政策的な意味合からでも、こういう規定をいたしたほうがよからうという御考慮に基いたと、いう御説明をされました。が、純粹な法理論は別といたしまして、少くとも鉱業権者が、租鉱権者たらしむるために、双方合意で適當だと認め、且つ通産局長もこれを認めたと認める以上、少くとも租鉱権の設定された鉱利において、この法案に規定せられておるくらいの金銭賠償の義務を負は得ない、或いはそれから脱落すると思われるごとき者は、通産局長において租鉱権者として認められないという結論が私は生れて来なければならん、又通産局長としてはそれだけの責任を持つて当事者双方から申請されたものに対しての決断を與えなくちやんとします。中村さんは長らく鉱山行政にタツチされておつたので、私が現在まで知つておる租鉱権の、租鉱権として認められる実体についてこれからお話を申上げたいと思うのですが、元来この租鉱権、今まで行われておりました使用権、その前の斤先掘権なるものは、鉱業権者自体から実際に鉱利の開発の上においてそらしたほうがよろしいからと、いう意慾に燃えて、斤先掘をしたり、使用権を設定したりするという事例は殆んどなくて、租鉱権者たるとする者、使用権者たるんとする者、斤先権者たるんとする者等から、大体大きな鉱区を持って、鉱業権者自身が開発しないでうちちやつている所を、無理に自分たちの力で開発したい、という嘆願というか、懇願というか、そういう形において斤先権なり、使用

権なり、これから法案に規定されると租鉱権が恐らく設定されるであろうと私は考へるのであります。従つて通常局長としては、この決定を認定する場合には、さつき申しましたような考慮が十分拂われねばならないし、併しながら人間の……、人間のとくとおかしいが今までの実態を考えれば、そういう申出があつた場合に、大鉱業権者と申しますか、租鉱権を與えるほうの側に立つ者は、いや／＼ながら実は今まで與えておつた、何か拒否する理由があればそれを拒否したいという考え方方が一ぱいであつたというふうに、私は実情をそういうふうに解釈をしているのですが、この規定を設けることによつて、鉱害の賠償、被害を受けられたところに対する賠償の義務が完遂されると、いふことよりもむしろこの法案に規定されている租鉱権というものが有名無実になる虞れはないか。という理由は、大鉱業権者が租鉱権を設定する場合に、損害の賠償までも鉱業権者が租鉱権者と十分連帶して負わなければならんということでは、さつき中村さんからお話をあつたように鑿掘をする虞れもあるし、或いは資力の乏しい点もあるであらうからといふ意味で、迷惑をこうむるのはもういやだという考え方に基いて、損害賠償の連帶責任を唯一の拒否理由として、恐らくこの法案に一脈流れております地下資源を完全に公共の福祉に貢うように開発するという趣旨が没却されがちにならぬではないかということを、私は非常に懸念するのですが、この点に対し

下資源を採掘されるであろう今体の被害について修理できないもの、復旧できないものを如何にして復旧するかといたる点に重点を置いて、これについて結論が生れれば、租鉱権のごときは、そう考へる必要はない。さつき申しましてようやくこれら先の日本の租鉱権設定の実情が急速に変れば別問題ですが、こういう規定を置くためには、却つて租鉱権の設定が阻まれ、それによつて地下資源の採掘にいかで支障を来すと、うがごとき現象を若し誘致したならば、これは立法の趣旨と全く道行する結果になる、かよろしく私は考へるのであります。併しもう会期も迫つておりますし、会期中にまでおいてこの條文を修正するとか何とかいうようなところまでは考へておらずせんが、これは一つ衆議院のほうでよくお考へになつて、適當な機会にまでおいてこの條文は政府原案通りに御修正になるというお氣持になつておいて頂きたいと思います。そういうことを前提出条件として、私はこの條文の今国会における修正という点については断念をいたして置きます。それともう一つ、田君も質問しておつたように、衆議院で附帯決議を附けられた、この前も沙議を附けられておつた、併し政府に対しては種々擁護するであらうけれども、政府自体として何らこれに對しては、沙議を講じなかつたというのが現在までの事情でございます。而もそういう実情にあるにかかわらず、再び衆議院

が、その間ににおいていろいろと政府当局とも衆議院側としては折衝されただらうと考えております。併しながら遺憾ながら本委員会において、通産委員会の小委員長としての中村さんの鉱業法案に対する修正意見を開陳された中に於いて、政府のこういう確約をとつたから、今度こそはこの附帯決議が生きなかつたよう聞いております。当委員会におきましても、鉱害の賠償という問題については、この鉱業法が施行をもらえるのだという明確な御説明がなかつたよう聞いております。当委員会におきましても、鉱害の賠償といふ問題については、この鉱業法が施行された後の鉱害は勿論、過去において種々論議されました。関係開発すべての出席を求めて発生したまま放置されている特別鉱害以外の一般鉱害の問題につきましても、非常に重点を置いて種々論議されました。関係開発すべての出席を求めているノーメンションをいたしました結果、今日多分政府側から御答弁があるうございました。衆議院側で附けられた附帯決議案を通過させないと非常に強い冬季委員の要望があつたのであります。今思ひますと、以上は、この法案は本委員会即日からでも実施できる態勢に開議決議を定を見ない以上は、この法案は本委員会は通過させないと非常に強い冬季委員の要望があつたのであります。議院側としては、ちよつとそういう立場については促進かたについて御協力下さいと存じますけれども、本日中村小委員長からの御説明の中にありませんでしたから、それを政務次官から、開議決議の模様がどうなつてあるか、我々が委員会において主張し、要請し、希望した通りに開議決議を見たかどうか

審議会を作ること、これは、昨日並びに一昨日もこの委員会で御報告申上げた通りであります。が、一昨日閣議の了解を頂戴いたしまして、更に昨日正式に閣議の決定を見たのであります。この内容は昨日大体御報告申上げたと同じであります。が、多少字句に二、三訂正されたところがありますので、鉱山局長からその内容を詳細に御報告をいたしたいと思ひます。が、衆議院におきまして、第七回国会で附帶決議が行われたのであります。が、政府といなしましても、この決議をこれを十分に尊重いたしまして、至急に対策を講じたい。ということ、関係各省の担当官と二、三回協議をいたしましたのであります。が、何分にも特別鉱害の査定に相当時間を費やしましたのと、更に又復旧公社の活動が、予算措置の点で關係筋と政府との見解を異にいたしまして、それがためにあの問題が相当解決に時間をとられたというよう。が、今後はこの復旧を実施するのみと相成りましたので、事務的にも相当余裕ができるかと思ひますので、今後は一般鉱害の対策につきまして、今後はこの復旧を実施するのみと相成りましたので、事務的にも強い興味を持つていて、これを御了承願いたいと思うのであります。それで鉱山局長から閣議決定の内容を一応御報告いたします。

委員会にコピーをお届けすることになりますが、昨日一応出しましたものを原案として、我々用意いたしましたもののをお配り申上げておつたのであります。が、それが若干の字句の修正が行われておられます。但し本旨は全然變つてしまいないわけでありまして、起案者のほうで勿々の間に起案いたしましたように関係で、各省持ち廻りました際に、重要な要性の少い字句その他場所を変えるとかいうような点で修正がありますが、趣旨においては變りはあります所組織するということが一であります所管、これが二の組織となつておりますと、昨日開議で決定されました案の中には、審議会を組織する。これが書きかたが少し下明確になつております。それからこの点で一番ポイントになつております民間人、学識経験者、例えば石炭鉱業権者とか或いは被害者とか、学識経験者というふつであります。それからこの点で、原案にはなかつた字句として、審議会に誰が諮問するかということが第一の点であります。その点が一つであります。それからこの点で、工事施行主を国とするか、鉱業者とするか、或いは機械組合とするかというような括弧書きがなつたのです。それをば修正をいたしまして、付別会計勘定としまして、國が当事者なることは適当でないと思います。で、括弧書きは削除してもらいたいと

うことで削除いたしました。件名としては工事施行の方法を謳つてゐるわけでございます。それから六番目に、鉱業権者並びに地方公共団体その他受益者の経費負担及び限度という項目がござりますが、この項目の中は受益者の点を書くだけでございますから、地方公共団体をこの中に入れるのでは適当でないといふ意見がありまして、この項目の中から削除いたしました。次の項目に移りまして、次の七番目の項目に限度といふ項目がございますが、この項目の中は受益者の点を書くだけでござりますから、地方公共団体をこの中に入れるのでは適当相成つておつたのであります。只今申上される、原案は「公共事業費その他財政負担の限度、方法の検討」ということと、共事業費その他国及び地方公共団体の財政負担の検討」というふうに字句が相成つておつたのであります。只今申上されよう、修正をいたしまして、これを「公

○吉田法晴君 私自由党的修正案に關
連しまして、政府側に尋ねて置きたい
と思うのであります。先ほど中身は
中村小委員長にお尋ねしたわけであり
ますが、旧法を修正するという形でな
くて、新らしい鉱業法を出すという形
で政府提案が出て来たわけであります
。而もその中には繰返して申しますま
でもなく、これは新らしい理念を持つて
おつたものと思うのです。それが自由
党の修正案によつて相当土地調整委員
会或いは地方の賠償基準協議会等の点
を除くなら別でありますけれども、殆ん
ど旧法に近い線に帰つた。それからこ
の調整委員会なり或いは協議会の結果
についてはすでに衝いて参つたわけで
あります。すが、甚だしきに至つては試掘
権のごときは旧法よりもなお長くなつ
ております。初めは二年々々に区切つて試
掘権の独占その他を解放しようとする
意図があつたのであります。だんだん
自由党の案その他で以て元以上の長
いものに實際においては帰つたといふ
結果に相成つております。政府として
一つの理想、一つの概念を以て新らし
い鉱業法を出されたのが、精神的には
全く逆戻りをしました今日、どういう
工合に考えられますが、その点を伺つ
て置きたいと思います。

Digitized by srujanika@gmail.com

案を作りたいというものが一番大きな希望であります。只今修正されました全部ではありませんが、例えば面積の問題であるとか、或いは又試掘権の期間であるとかいうようなことは、鉱業法を改正いたしまして委員会におきましたが、しばくこれが問題になりましたて、この修正通りにするほうが実情に適するという意見が非常に強かつたのであります。併しながらその後この法案でありますするけれども、関係筋の御了解を得ることが困難でありましたので、一応原案通り決定いたしたのでござります。併しながらその後この法案を審議いたしまするに際しまして、衆議院の通産委員の皆さんのが親しく現地を観察いたしまして、業者の意向を十分に耳聴いたし、更に又公聽会を開きまして、二十数名に亘る公述人の意見を見を微しました結果、殆んどの現地の公述人が、只今修正されただように非常に強く希望いたしておるのであります。従つてこの改正したアイデアというよりも、根本的に実情に即して地下資源を開発する上において支障のない措置を講ずることが適當である。かように考えまして、政府はこの修正案に同意をいたした次第であります。

ます。それは自由党の政府として或いは当然かも知れんとも思うのであります。ですが、従来鉱害賠償審議会なり、或いは鉱害賠償基準協議会等の論議を通じて見ましても、そういう民主的な運営の面においては十分憲法を実現することができなかつたという意味において、自主性の確保において足りなかつたところがあるよう位思うのであります。ですが、これららの点について政府として今後なお努力し、改善をする意図があるかどうか、その点だけもう一つお尋ねして置きたいと思います。

○政府委員(首藤新八君) 御説までもなく、今後法案を実施いたしまして、なお実情にそぐはない点がある、修正したほうが便利だというような点がありましたならば、潔よくそれらは修正いたしたいと考えております。

○小松正雄君 さつき西田委員より衆議院の委員長である中村さんとに切々たる参議院の空気を懇願いたしましたが、それに附加いたしまして、一言お願いを加えて置きたいと思います。昨日の委員会でこの審議会が作られる、この作られるのはいつ頃であるかといふことを質しましたところ、政府としては、この月末には作り上げて、そうして発足するのだという、日限的にもはつきりここで申されておりますので、どうか衆議院におかれましても、こういつたことを併せて御警鐘を願つてお願い申上げて置きたいと思います。

○衆議院議員(中村幸八君) 只今の御意見、我々いたしましては、最善を盡しまして政府を鞭撻し、輿論の趣旨に副い、又参議院の皆様がたの熱烈な御希望に副いたい、かように考えて

由で御説明いたしました際、私は鉱業法案はか三法案を一括して全部御説明申上げたつもりでありまするが、ちよつとその点御質問があるよう伺いますので、拝明いたして置きます。先ほど御説明した中で、現存試掘権についても更に延長を認めるということは、これは採石法の中の修正になつております。それから土地調査委員会の設置法案につきましては、これは鉱業法案なり、採石法案の修正に伴つての整理的の修正でございますので、念のために申上げて置きます。

○西田隆男君　鉱業法案の修正点が大分あるようですが、これをもう一遍簡単に御説明して頂けませんか。

○衆議院議員(中村幸八君)　鉱業法施行案の修正点は大部分が鉱業法の修正に伴う條文の整理でありますて、主たる実のある修正点は、現存試掘権についても、石油等は更に二年ずつ再延長を認める。それから石炭等についても、二年の延長を認める、この点が主な修正でござります。そのほかは大体鉱業法案の修正に伴う整理の修正であります。

○委員長(深川榮左工門君)　ほかに御発言ございませんか……。御発言もなにようござりまするから、衆議院農林産委員会中村幸八君に対する衆議院における修正に関する質疑はこれで打切ります。

石法案に対する修正に関する申入があつたが、これが取扱いに關して協議をいたしたいと思つております。先ず申入の内容について山本専門員より報告をいたさせます。

○専門員(山本友太郎君) 御指名によりまして、參議院の農林委員会から当通産委員会に申入のありました鉱業法案及び採石法案及びその修正に関する件を御報告いたします。文書の形式で以て申入があつたわけであります。が、文書は形式といましましては、公文書の形式はとつておられません、刷り物として参つております。一応内容について朗読をしながら御説明を申上げますが、それによりますと、「鉱業法案及び採石法案に關し、これが運用の適正を期し、鉱業と共に、農林業の健全な発達に資するため、左記の要領によつて、本兩法律案を別紙の通り修正せられなく右申入れる。」こういうことで、内容になつておりますのは、第一点といたしまして、鉱業法案が一応例にとつてございまして、採石法案もこれに准ずるという取扱方で協議した場合、この協議がどとのわなかつております。要点は四つございまして、その第一点は「通産業局長が鉱業権の設定を許可するに當つて知事に協議すること」とすること。これは第二十四條関係でござります。第二点は、「鉱業用の事務所又は鉱業に從事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置に利用するため他人の土地を強制的に使用することができることを取扱すこと」。これは第二百四條第三項は八号関係でございます。第三点は「通

商産業局長が鉱業権者等に対し他人の土地を使用し又は收用する許可を與えるに当つて知事に協議した場合、この協議がとのわないとときは、関係主務大臣に協議することとする。」これは第百六條関係でございます。次の第四点は、「損害の賠償について原状回復の請求権を強化すること。」これは第百十一條関係でございます。先ほども申上げましたように、採石法案につきましては、鉱業法案に準じて取扱う、かような内容を以ちまして、條文修正の案もそれに附けまして、農林委員会のほうから申入があつたわけあります。

○委員長(深川榮左エ門君) 只今山本専門員から御説明があつた四点について、通産省当局の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(徳永久次君) 只今四つございましたが、第一点としまして、府県知事に協議をいたしまして、協議が整わなかつた場合には問題を中央に持ち上げて、中央で措置するという点でござりますが、この委員会でもこれに関する御質問があつたのであります。が、この法の趣旨が、極力現地の実情に即しながら、実際の運用に当る者に責任を持たせまして、この事務運営の簡素化を図るというような趣旨が出ておりまして、その趣旨から大半の権限を通産局長に委任いたしているわけであります。而して通産局長はそれとの関連に応じまして、地方の府県知事とも御相談を申上げ、実情に即した措置をとることに相成つてゐるわけであります。從來の法規の関係から見まして、協議いたしました際に、冷たいほうの解釈がらいたしますれば、

最終的に協議が整わない場合には、通産局長が決定権を持っているというのが従来の解釈の例でございますが、鉱業の場合につきまして 同様の例が全然ないということは否定申上げませんが、実情におきましては、一応の協議を申上げて、ノーという結論が出ます。実際におきましても、極力事態の実情というものを十分御相談申上げて措置をいたしているというのが例でございまして、又それによりまして、各県におきまして円滑に運営されてることでもございますので、問題が地方で一回限りノーになつた場合には、又それを中央に持上げると、こうことにいたしましても、結局中央も又地方の実情と いうものを聞いて、地方からの意見を聞いて、それによつて処理するということがありますので、却つて問題は、中央で一段上のようではございませんが、実情に遊離しておりますだけに、却つて中央でこじれるという弊害も予想されるというふうにも考えますので、修正の点は適当ではないのではないかというふうに考へるわけあります。

まして、これを認めないと、ということにならなければならぬと、いう場合に、労務者は山の下でしか宿舎が認められないといふことになりますと、一里も二里も毎朝登山しなければ鉱山に入れないというようなこともあります。それで鉱業が円滑に参るはずはございませんし、この法案にはどうしても認めなければならぬ、ただ認める場合におきましても、他に換地が求められないといふ制約もこの條文に付いていふことなどでございますから、鉱業実施上の止むを得ない場所の場合に認めるとして、この削除ということは不適当と考へるわけであります。それから第三段の措置という点でございますが、これは第一の点と同様な趣旨のようでありまして、この使用、收用の場合に、府県知事に協議いたしました場合の第二段の措置という点でございますが、これには三点といたしましてお話をございました、この使用、收用の場合に、鉱業の特殊性から来る止むを得ざる規定でございまして、この削除ということは不適当と考へるわけであります。それは鉱業の特殊性から来る止むを得ざる規定でございまして、この削除といふことは不適当と考へるわけであります。それから第四点といたしましてお話をございました、この委員会でよく御議論がございましたように、この法に定めてある趣旨につきましては、鉱業法で鉱業権者に負わすべき責任の限度といふのは、この委員会でよく御議論がございましたように、この法に定めているのが最高の限度ではないか、たゞ残る問題として、国家的な国土の森林利用、或いは農業・林業・増産というよな見地から問題が残っていることは、我々も認めるわけであります。そもそもにつきましては、当委員会で十分御

審議されて、又政府案に対する善処につきまして、御懇談を頂いた方向によつて解決することが最も妥当なる方法であると考えますので、この原案における鉱業権者の責任を強化するということには賛成しかねるのであります。

○委員長(深川榮左エ門君) 只今の農林委員会からの申入は如何に取扱つたらよろしいかと思ひますが、どういたしましよら。

○上原正吉君 これは只今鉱山局長さんから御説明があつたように、我々の委員会すでに大体論議研究したことございまして、その結論にもすでに近付いておりますのでござりますから、当委員会といたしましては、承わり置くということで、従来の我々の結論を覆えさないようにお願いいたしたいと思います。

○山川良一君 なお只今当局からお話をされましたるが、この農林関係のかたがこう考えるのも無理はないので、実際に鉱業法の運営に当りまして、通産省としてもこの希望にできるだけ副うよう、実際的な措置を運用上なさるようになつて要望いたします。

○政府委員(首藤新八君) 了承いたしました。

○委員長(深川榮左エ門君) ほかに只今の農林委員会からの申入についての取扱いについて御意見ございましたら、お願いいたします。

○小野義夫君 賛成でございます。

○委員長(深川榮左エ門君) それでは只今述べられました上原委員の説のようになりますが、この前に申入いたしました。

○西田隆男君 私は鉱山局長に鉱業法の施行法案についてお伺いしたところがあるのでありますが、この前の委員会で

第十三條の問題は「ノマーブル交換金」の補償金を請求することができる。」とある「追加鉱物の掘採について相当な六ヶ月か、一年かということであつた。それに対しても通産局長は、そういうふうなことでは、次の項には担保の問題もあるのですが、決定がしにくいでないか、條文の中にその規定を置くのは別問題として、「応の基準を通産局長には示すべきであろう。その基準をどういうふうにしたらよいかというふうなことを研究して御答弁願いたい」という質問をしておつたのですが、その後私は委員会でこの問題に触れて質問をしておりません。今日は最終回のようだから、鉱山局長のほうでどういうふうなことをお考えをおまとめになつてお答えを一つ御答弁を願いたい。
○政府委員(徳永久次君) 先般御指摘に相成りました第十三條の補償金の問題につきまして、最終的に通産局長がどのようにお考えをおまとめになつておられるのか、その点を一つ御答弁を願いたい。
○政府委員(徳永久次君) 予定してござりますので、それに對しては、中央からその基準を與えなければならないといふ、その與える用意をしておるところでございます。申しますのは、本省といたしまして、やはり新らしい鉱主の関係のことにつきまして、交渉して集まるだけではなくて、既往の当事者間の契約の事情を考慮する手配をしております。それから方におきましても、その地方でわかる資料の收集を手配いたしております。なおこの問題につきまして、地方等

よりつてわかつてゐる状況といふものを
とりまとめるということです。それ
から來週でござりますが、担当者の会
議も予定しておりますような状況でござ
いましてまだ結論にまで至つております。
ませんが、その準備に着手いたしております。
ます。法の施行までに実情に即した妥
当な結論を出して、中央から指示する
ようになつたいたいと考えております。
○西田謙男君 只今調査中であるとい
う御答弁のようでしたが、勿論この法
律の施行は六ヶ月内に政令を以て定め
るということになつておりますので、
法律の施行までには案ができるであろ
うと思われます。併し今後こういう
問題については、そういうふうな御答
弁でなくて、事前に十分に調査され
て、法案の條文を審議しておる過程に
おいて必ずそりやふうにお示しを
願いたい。お示しを願わなければこの
十三條の問題は実は解決が付かぬわけ
で、解決が付かなければ、この委員会
ではこの法律を通すわけには行かぬと
いうことは、極めて常識的な考え方で
ある。併し当委員会で関係法案の審
議において、誠に真摯に、まじめに
に、熱心に政府側から御答弁がありま
したので、私は鉱山局長のお言葉を信
頼して、極めて適切妥当な方法が生き
れるであろうということを、私だけ考
えまして、私は一応第十三條の問題を
打切りますけれども、よほど考えて便
いて頂かないと、新憲法による国会と
いうものは、国会自身が法律を作る権
能を持つておる。あなたがたはそれも
補助的にされるだけのことなんですか
ら、結局そういう一般的に手ぬかりの
ないよう準備をされて、法案を提出

される場合は考慮されたい。重ねて鉱山局長に私を要望いたしまして、公正妥当な案を必ず作ってもらいたい。六ヶ月間の政令をきめられる施行期日までに案ができる、その案が悪かつたにしたところで、もはや国会でどうこうするということはできませんので、又次の国会で法案を修正しなければならん段階に追い込まれて、国民諸君に対しても誠に遺憾なことになりますから、その点を十分御勘案の上で、只今中村委員長からも聞きましたが、衆議院でも非常に問題になつたという点をお話で聞きましたので、その点も考へられて、公正妥当な結論を出して頂くことにして、この第十三條の問題を打ち切ります。

○吉田法晴君 もう一点、委員会の審議の終るまでに考慮すると言われました問題で、地上の利益と地下の鉱業権者が一応協議をすると申しますが、

そういう点について、これは條文は協議することができるというようなこと

であれば、できるかも知れないけれども、こういうお言葉がありましたが、

最終段階になりましたして、その点の修正は出で参らなかつたのであります。

○政府委員(徳永久次君) その点は、

それでは政府としてはこの問題につい

てどういう立合にするかによつて解

決するか、今日それをやつて行くとい

う具体的な解決策が條文以外において

も立つてゐるのありますか、その点

を明らかにして頂きたいと思います。

○政府委員(徳永久次君) その点は、

これで、非常にむずかしい問題であ

りますから、研究して申上げるとい

ことを実はお答え申上げて置いたのであります。が、両三日あとでございま

すが、専門家でありますと申しますが、と申しますのは、私ども法制局及

び法律のテクニックの問題でございま

すので、専門家の我妻先生のところに

御相談に参つたのであります。その結果我妻先生は、御意見を詳細に亘りま

して御説明されましたので、差当りのところ、それによりまして私は御了解

して頂いたようつもりでおりました

ので、特にお答え申上げなかつたのであります。が、結局結論的に申上げます

と、事前に鉱業権者のほうから協議するというようなことを規定いたしました

ので、一応私どもといたしましては、将来に譲つて頂きたいと思つてお

ります。

○委員長(深川榮左工門君) 鉱業法

案、採石法案、鉱業法施行法案、土地

調整委員会設置法案、四案の取扱い方

につきまして、隔離なき御意見を承わりたいと思いますので、一時速記を止めて懇談にいたしたいと思います。ちよつと速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長(深川榮左工門君) 速記を始め……。

鉱業法案、採石法案、土地調整委員会設置案並びに鉱業法施行法案、右四案に対する質疑は盡きたものと認めます。〔異議ございませんか。〕

○委員長(深川榮左工門君) 異議なし

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありのかたは、それく賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

○吉田法晴君 それで社会党を代表いたしまして、鉱業法、鉱業法施行法、採石法、土地調整委員会法に関する

条件附賛成と申しますが、不満ではありますから、研究して申上げるとい

るけれども、賛成をするという趣旨の討論をいたしたいと思います。

我が日本社会党は、御承知のように

主的に実現する政党として、鉱業法、

採石法その他ここに上程されておりま

すような基礎産業或いは基幹産業とも

言うべきものを規定いたしております

法律のありがた、この恒久立法に対し

ましては、その制定の指導理念が社会

主義的なものでなければならん、或い

は社会化の方向を指向するものでなけ

ればならんという建前をとることは明

らかであります。従つてここに提出さ

れました鉱業法、採石法以下の法案が、

我々が見まして、原則的に不満足なも

のであるということは明らかなのであ

ります。具体的に申しましても、この

新らしい鉱業法が出て参るにつきまし

ては、鉱業法の運営を民主的にする建

前をとつて、いろいろな制度が設けら

れておるのであります。が、その鉱害賠

償基準協議会或いは土地調整委員会等

に現われておりますこの原案の制度

は、最初意図されましたものから考え

て見まして、不十分なものであり、或い

は理念として分断されておるというこ

とは、これは審議の過程を通じて明ら

かであります。或いは又鉱業と農業、

林業その他の産業の調整といふような

精神、或いは公益との調整その他新ら

しい理念を持とうとしたしました最初

の意図が、審議の途中において極めて

不十分な、或いは不完全なものになつ

ていることは明らかであります。いわ

ば政府において原案を提出せられるに

ついて、十分な自主性を確保して出さ

れられたとは考えがたい点があるので、政

府の原案が十分な自主性を確保し、そ

して新らしい鉱業法としての制定の趣旨を十分生かしておらなかつた故に、自由党の修正を以て今日衆議院から提出せられました法案は、新らしい鉱業法の精神を全く没却いたしまして、いわば旧法の制度或いは精神に帰つた点が多々見受けられるであります。多少の理想、多少の指導的理念を持つてやる、お手伝いするということになると、お手伝いするということにつきまして、現地の通産局がその規定をいたしますと、非常にむずかしい問題を含んでおります。そこでやる、お手伝いするということにつきましては、法制の問題と條文にあるような措置を行政の問題としてやる、お手伝いするということにつきましては、法制の問題と條文にあるような措置を行政の問題としてやる、お手伝いするということにつきましては、法制の問題と條文にあるような措置を行政の問題としてやる、お手伝いするということにつきましては、法制の問題と條文にあるような措置を行政の問題としてやる、お手伝いする

こととしても頂きたいと思ひます。そこでやる、お手伝いする

昭和二十五年十二月二十三日印刷

昭和二十五年十二月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 厅